

著作権保護のエンフォースメントについて

平成19年12月27日

放送事業者委員: 関 祥行
オブザーバー: 藤沢秀一

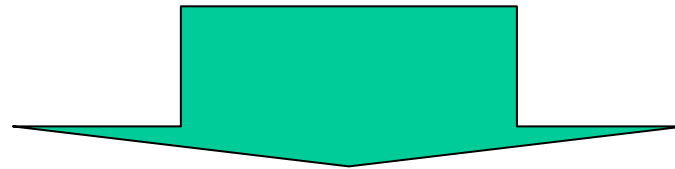
権利保護情報の遵守方策(エンフォースメント)

「権利保護情報*」を送信しても、受信側で「権利保護情報」の内容が守られるとは限らない。



*「COG」などに関する情報

放送コンテンツの確実な権利保護のためには、全ての放送用受信機が「権利保護情報」の内容に従うようにするとともに、VTRやハードディスクレコーダなど、受信機に接続される「外部接続機器」へ「権利保護情報」が確実に継承されることも必要。



権利保護方式を実効性のあるものとするためには、受信機に「権利保護情報」を「必ず遵守させる」ための方策(エンフォースメント)が必要。

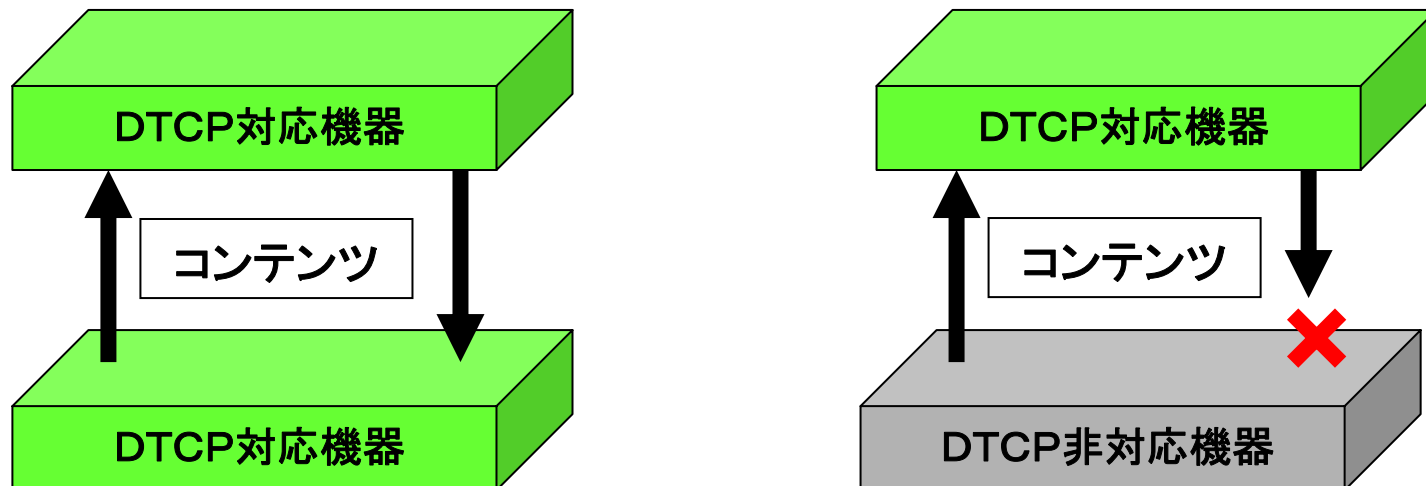
☆コンテンツスクランブリングと鍵配布による技術的エンフォースメント(一般に市販される端末)

☆端末配布事業者仕様によるエンフォースメント

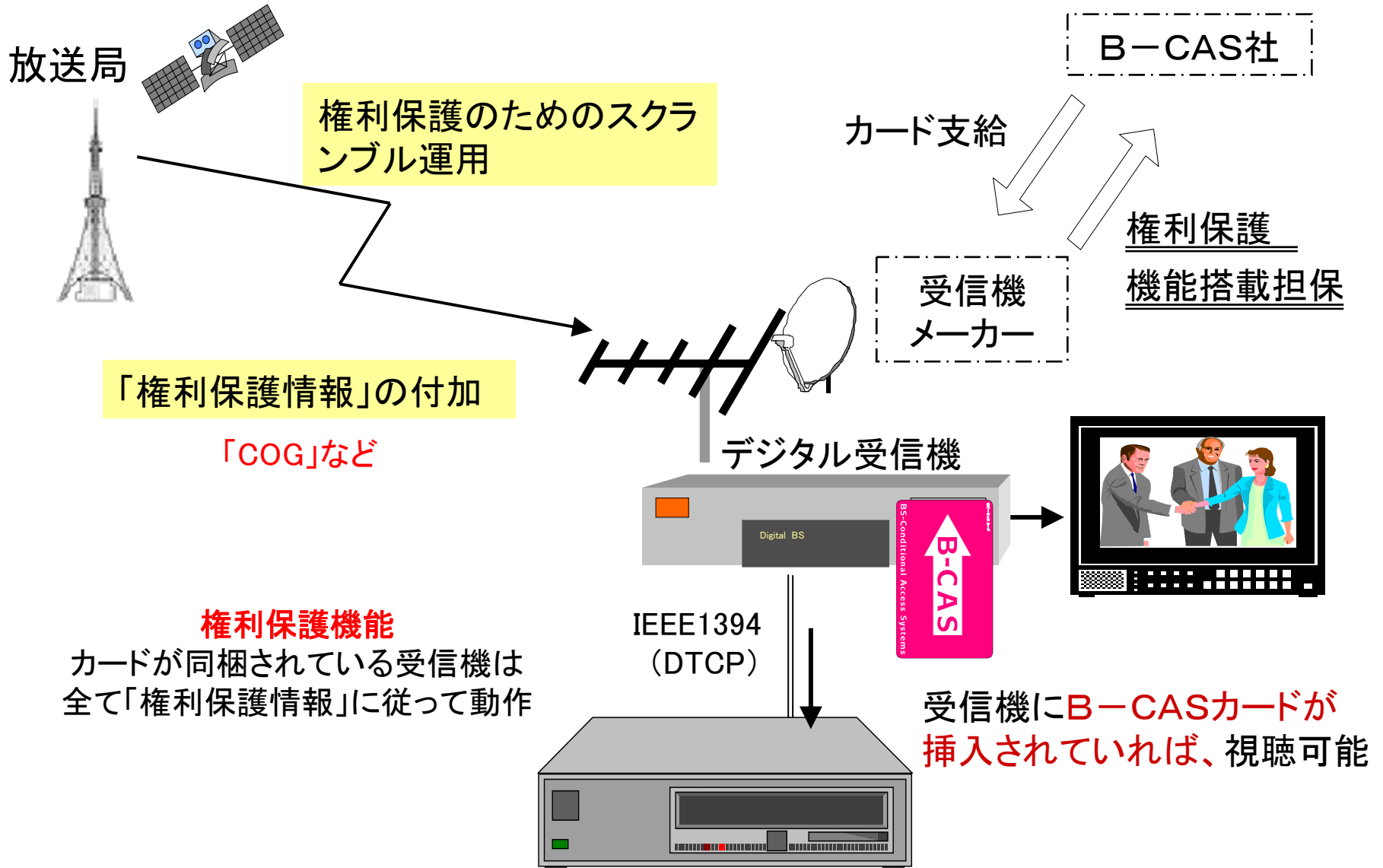
権利保護の実効性

- コンテンツの権利保護の実効性を確保
 - ⇒受信機だけでなく、受信機に接続される外付けの蓄積装置においても、適切な権利保護が必要
 - ⇒多くの家庭用AV機器に権利保護方式として普及しているDTCPの利用が容易になるよう、権利保護情報の設定に配慮。

DTCPの仕組み



権利保護方式の動作



(参考) エンフォースメントの範囲

日本の方式

- 放送局は、放送番組の権利保護情報(COG等)を番組と多重化して送信
- 放送波に伝送路暗号(スクランブル)が施され、スクランブル解除の為にはB-CASカードが必要
- 受信機での権利保護規定遵守を、B-CASカード支給契約によるエンフォースメントで担保

